

解 答

Q1 ③ 「高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務」

労働基準法第64条3の第1項（危険有害業務の就業制限）の規程に基づき、女性労働基準規則第2条の第2項（危険有害業務の就業制限の範囲等）で定められている。

Q2 ② 通院休暇は妊娠23週までは4週間に1回

男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置として、「保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（法第12条）」

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

健康診査等を受診するために確保しなければならない回数

○ 妊娠中 妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週以後出産までは1週間に1回

Q3 ② 6、14、8

労働基準法における母性保護規定

産前・産後休業（法第65条第1項及び第2項）

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）（いずれも女性が請求した場合に限ります）、産後は8週間女性を就業させることはできません。

（ただし、産後6週間を経過後に、女性本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務については、就業させることはさしつかえありません。）